



広島簡易裁判所
中川 正史
(平成10年採用)

話し合いによる紛争の解決である調停事件の特徴は、医療・マスコミ・建築等様々な分野で活躍する調停委員が、手続に深く関わっている点です。

調停手続においては、裁判官と専門家である調停委員とがスクラムを組んで、紛争の解決というゴールを目指しています。

調停係の裁判所書記官にとって、紛争解決に向けて仕事をすることは、最も大切で、かつ魅力的なものです。私自身、スクラムの一員として日々がんばっているところです。

調停係

Q1 裁判所書記官として、やりがいを感じるのはどういうときですか？

裁判所書記官は、裁判所を利用する国民と接する機会が多く、その対応によって、裁判所に対するイメージが作られるので、緊張するとともに、やりがいを感じます。

Q2 後輩に期待することは何ですか？

自分の考えたことを自分の言葉で表現できるようになること、また、誰に対しても自分の考え方を積極的に主張できるようになること。

破産・再生係

「いい仕事を能率的にするにはどうしたらいいか。」「来庁者にとって裁判所利用は快適か。」

主任書記官の私の頭には、その二大テーマを中心として、アンテナがたくさん立っています。

例えば部下職員の事務処理状況等の把握、他部署との調整、司法制度改革などです。

その受信情報を基に、簡易裁判所と調整の上、多重債務の手続案内ルートを庁内で1つにまとめたり、急増した個人再生事件の担当者を増やしたりしました。

主任書記官の業務は、係の力をまとめる、引き出すという仕事で、企画事務にも携わることができ、その結果がはっきり見えるのでとても面白いです。これからも受信、発信感度良好を心掛けて楽しく仕事をしていきたいと思います。

Q 仕事と家庭の両立に必要なことは何ですか？

どれだけ忙しくても効率的に仕事を終わらせる気合いと工夫。



旭川地方裁判所
主任書記官
小池 仁美
(平成元年採用)

《先輩からのメッセージ》

私は、窓口や電話での家事相談や事件の受付事務、調停や審判に向けた事前の準備、期日における調書の作成などの事務を担当しています。

家事事件は、夫婦関係や相続といった身近な問題を扱うことから、利用者本人が自ら手続をとることが多く、そのため、難解な法律用語を使わないうで平易な分かりやすい言葉で説明するなど、利用者の目線に立った対応を心掛けています。



前橋家庭裁判所桐生支部
黛 陽子
(平成9年採用)

利用者の目線に立った対応を心掛けています。

来庁者に「説明が分かりやすかった。」「裁判所に来てみて良かった。」などと感謝の言葉を掛けていただいたときは、やりがいを感じます。これからも、分かりやすく、利用しやすい裁判所を目指し、努力していきたいと思っています。

Q1 仕事で一番苦労するのはどんな点ですか？

利用者が感情的になっているときに、落ち着いていただくことです。それぞれの誤解や不満を理解しつつ、中立な立場で解消していくことは、決まった答えがあるわけではないので、なかなか苦労します。

Q2 学生時代の経験で役に立ったものは？

文学部を専攻して、いろいろな文章に触れていたのが役に立っています。判例を読んだり文献を調べたりすることが多いので、文章の読解力が必要だからです。

家事係



名古屋地方裁判所
倉橋 智也
(平成11年採用)

「被告人を懲役1年に処する。」裁判官が判決主文を読み上げると、被告人だけでなく、傍聴席にいた被告人の両親と思いき老夫婦が涙を拭っていました。

これは、テレビドラマではありません。刑事裁判は、被告人やその家族等、様々な人の人生を大きく左右します。

ですから、裁判所書記官は、法廷外でも検察官や弁護士と密に連絡を取り、円滑で迅速な審理を目指しています。

また、犯罪被害者の保護という観点も、事件関係者の納得が得られる裁判を実現する上で忘れてはなりません。一般の国民が刑事裁判に直接関与する裁判員制度の導入も決まり、これらの刑事手続を支える裁判所書記官の役割はますます大きなものとなっています。

Q 裁判所書記官として、必要であると思うことは？

いろいろな立場にある事件関係者の気持ちを理解する能力、公平な第三者としてのバランス感覚、そして、自分の知識と能力を高めるための好奇心と探究心を忘れてはいけないと思います。

刑事部

家庭裁判所調査官とは

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決をはかるだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額（俸給月額の約12%）が加算されます。

解決への一歩に向けて

仙台家庭裁判所 家事部 **阿部 素子**
(平成13年採用)

ある離婚調停事件の調査で、子どもの親権は譲れないと主張する別居中の夫婦に子どもの養育について聞くと、それぞれが子どもにとって何が大切なのかを考えながら接してきた様子が分かり、親としての深い愛情が伝わってきました。実際の調査の中では、記録だけでは見えなかった当事者の様々な思いに出会います。同じ事件名でも当事者の背景にある事情や感情は異なり、人の気持ちを理解することの難しさを感じる毎日です。しかし、当事者が問題解決に向けて新たな一歩を踏み出す姿を目の当たりにしたときには、家庭裁判所調査官としての充実感を感じます。当事者の成長とともに、自分自身も人間的に成長していきたいと思いながら、日々の事件に取り組んでいます。



9:00
面接

当事者に面接をして、婚姻生活の実情やこれまでの経過、子どもの養育状況などを調査します。面接では、事件の解決のために必要な事実を把握することに加えて、当事者の心情を受け止めたり、解決に向けた働きかけをしたりします。



10:30
心理テスト

当事者の性格、心理状態などを把握するために、心理テストを実施することもあります。心理テストは、対立する紛争の中で、当事者が自分自身に目を向けるきっかけにもなります。



11:00
報告書作成

調査結果を分析して報告書にまとめます。報告書は、裁判官が紛争解決の方針や少年の処遇を考えるうえで重要な資料となります。



13:00
主任に相談

子どもはどのような心理状態にあるのか、当事者に対してどのような働きかけが必要なのか、主任家庭裁判所調査官に助言や指導を求めることもしばしばです。



13:30
調停期日出席

調査中の事件とは別の事件の調停に出席します。家庭裁判所調査官は、当事者の心情や様子などに注意を向けながら補充的に質問や助言をします。



15:00
家庭訪問

当事者の家庭を訪問し、子ども本人や家族と面接をしたりします。当事者や子どもの生活の様子を直接見ることでできる貴重な機会です。

勤務終了



大阪家庭裁判所

谷林 祥晃

(平成13年採用)

「これは、私に対する夫の虐待じゃないですか!」と、別居中の子どもに会えないつらさを涙ながらに語る女性。調停では冷静に話し合える状態ではありませんでした。次回調停期日までの間、私は母子が対面できないかと奔走しましたがかなわず、けれども、裁判官の許可と夫の了解のもと、子どもの様子をビデオに収めることができました。彼女はそれを見て落ち着きを取り戻し、その後は冷静に話し合えるようになりました。ハードな仕事ではありませんが、自分が心を込めて取り組んだことが解決の一助になったと思えるときは、何とも言えずうれしく、この仕事に誇りを感じます。当事者の笑顔が私の明日への活力です。

Q1 研修所では、学生時代の専攻と異なる分野の勉強は大変でしたか?

心理学専攻だった私にとって、法律などは一からのスタートでしたが、研修所での講義や演習は理解しやすいように十分配慮されていたので、必要以上に負担を感じることはありませんでした。

Q2 忘れられない出来事がありますか?

試験観察を終えた少年から、「ありがとうございました。前は、だれも相手にしてくれへんかった…。うれしかった…。」としみじみ言われたことが忘れられません。

私は、主任家庭裁判所調査官として家事・少年事件の調査に加えて若い調査官へのアドバイス、調停委員の研修準備など、幅広い仕事をしています。裁判官や書記官と話し合ったり、自分の経験から得てきたものを若い調査官のヒントにしてもらうこともあれば、教えてもらうこともあります。

事件の調査では、その結果を裁判官や調停委員、また、保護観察所や少年院など少年の指導にかかわる方々に生かしてもらえよう努力しています。「同じ目的のためにみんなで仕事をしている」と感じることができるのも、この仕事の魅力だと感じています。

札幌家庭裁判所室蘭支部
主任家庭裁判所調査官

高橋 いくこ

(昭和55年採用)

Q1 今、家庭裁判所調査官に求められていることは何ですか?

現在、家族や生き方についての価値観が多様化し、大きく変化し続けています。それを敏感に感じる柔軟さとともに、「変わらぬもの、変わってはいけないもの」を自分の中に持っていることが大切だと考えています。

Q2 仕事と子育ての両立を支えるものは何ですか?

夫などの家族の協力や職場の方々の思いやり、保育士や保育所の親同士の友達など、多くの出会いに支えられています。

《先輩からのメッセージ》

私は、少年事件、家事事件の両方を担当しています。離婚調停で親権を争う父母に養育されている小学生、万引きをした中学生、自分の財産の管理を息子に補助してもらいたいと考えているお年寄りなど、毎日幅広い年齢の当事者と会い、面接しています。調査では、少年や当事者それぞれの気持ちに寄り添いながら、解決のための働きかけをする必要があります。自分の未熟さや問題解決の糸口を見出すことの難しさに思い悩むこともありますが、当事者や少年の生き様に触れる中で、人として様々なことを学べるのが、この仕事の大きな魅力だと感じています。



大分家庭裁判所中津支部

小野 裕輝

(平成12年採用)

Q1 仕事をしていく上で大切なことは何ですか?

裁判官や書記官と事前に打ち合わせをしたり、主任家庭裁判所調査官や同僚に相談したりするなど、一つの事件を解決するための「チーム」として事件を担当するよう心がけています。

Q2 学生時代の経験で役に立ったことは?

法律相談のボランティアで身に付けた「謙虚に聴く」という姿勢です。

これまで、家庭の問題に直面している人達や非行を犯した少年達など、多くの人々と会いました。家庭裁判所調査官は、感性、判断力、すべてを含んだ自分をもって、このような人々の内面に迫るのです。その迫真性があるからこそ、調査結果が裁判官の判断資料となるのです。人生の生き甲斐の大きな部分は、自分の一生をかけてみたい仕事を持てるかどうかにあると思います。この仕事は、人間の生き方を見つめる仕事だけに、自分がより良く生きる努力が必要です。自分自身を磨きながら人生をかける仕事を一緒にしてみませんか。

鳥取家庭裁判所
主任家庭裁判所調査官

野口 英俊

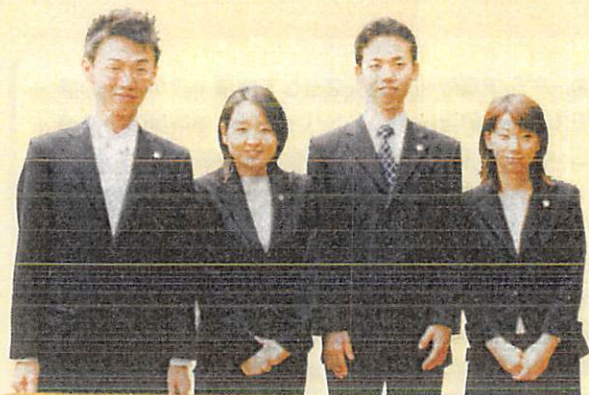
(昭和62年採用)

Q1 将来、野口さんのお子さんに調査官の仕事を説明するとしたら、どのように話されますか?

社会の決まりが守れなかった少年や、身内同士の争いに困っている人たちの気持ちに寄り添い、その人たちが落ち着けるように、そして、少しでも良い方向に向かうように手助けする仕事だよ。

Q2 調査官を志す人に経験しておいてほしいことはありますか?

本を読んだり、映画を観たり、絵を見たりするなどして、あらゆる感性を磨いてください。感情を揺さぶられるような出来事があった場合には、後でそのことを振り返ってみて、自分の感情の動きや心理状態など、「自分」について考えてみてください。



新採用職員 座談会

4月に採用された職員も、裁判所の一員になって4か月が過ぎました。実際に働いてみて思う、裁判所の雰囲気や仕事の印象を、4人の新採用職員に率直に語ってもらいました。

裁判所事務官の志望動機は？

橋高： 僕は法律に関心があった。僕たちが暮らす社会は、本当に数多い法律と密接に関わっているでしょ。裁判所なら、働きながらいろいろな法律の勉強をすることができるし、たくさんの知識を吸収できるから、やりがいがあると思った。

都築： 僕は経済学部出身だから、正直言って法律も裁判所も縁遠い存在だった。それが、大学で民法の授業をたまたま選択してみたら、それまでの印象が変わったんだ。法律って決まった約束を型どおりに適用するだけの無味乾燥なイメージがあったけど、実際はそれぞれ生身の当事者がいて、事件の背景も違っているし、法律がいきいきとしたものに感じられて。それで、ひとつひとつの事件の解決に向かう裁判所の仕事に興味を持ち始めたんだよ。



都築 周
東京地方裁判所
民事部

るこの職業に魅力を感じた。と言うのも、接客業のアルバイトの経験から、人と接することで、相手に喜んでもらえたり、人の役に立つ仕事に就きたいと思っていたから。

高田： 私も学生時代の専攻は政治学だったから法律は身近ではなかった。けれど、民法の勉強をして、法律がすごく私たちの日々の生活に密着していることに気づいたんだよね。それで、法律や裁判に興味を持つようになって、裁判所に傍聴にも行くようになったの。あるとき、代理人をつけない当事者に対して、書記官が親身になって手続きを教える様子を目にして、当事者と直接接する

みのある人ばかりでまた嬉しい驚きだった。

橋高： 当事者や弁護士、検察官がひっきりなしに訪れるし、想像していたよりも、人の出入りの多いオープンな職場だと思った。中で働いている職員も、法廷では厳粛な雰囲気の中で仕事をしているけど、書記官室に戻ってくると、みんなリラックスしていて明るいよね。

それから、先輩たちの電話応対や窓口での当事者対応が、的確かつ丁寧でとても尊敬できるよ。僕も早くそうなりたいと思っている。それには、先輩たちのように知識や経験を積まないとね。

高田： 私の配属された部には、仕事に真面目に取り組み、それでいて職場全体を明るくしてくれる先輩がいる。そういうメリハリのある仕事の取組方を目指したいよね。それから、周りの人たちが、私たち新採用職員の成長を本当に温かく見守ってくれているのを感じる。わからないことがあればすぐに尋ねられるような雰囲気だからね。質問しやすいし、これからも自分の能力をどんどん伸ばせると感じている。

伊藤： 私が所属している家事部には、当事者と親身になって電話をしている書記官の先輩がいるよ。感情的になっている当事者の気持ちを落ち着かせ、納得してもらうまで根気強く話を続ける先輩の姿を見て、書記官や事務官は裁判所と当事者のパイプ役であることを求められていると思った。第一線で利用者と接しているのは、事務官や書記官、それに私が所属する家庭裁判所では家裁調査官なんだよね。人を相手とし、人が支える組織こそが裁判所なのだと最近強く思うようになった。

伊藤 えり
東京家庭裁判所
家事部



裁判所の雰囲気は？

都築： 学生の頃は、裁判所と言うと「冷たい」「厳しい」イメージがあった。それが、採用試験の際の担当職員が優しく丁寧でまず驚いた。そして、実際に働き始めてみたら、周りの先輩が面白い人や温か



裁判所職員 になって

都築: 僕が裁判所の職員になって良かったと思うのは、裁判を通して時代の先端を垣間見ることができたとき。事件は、その時々、社会の情勢を反映しているものだし、社会の注目を浴びる事件の審理に自分も携わっていると思えるのは素直に嬉しい。それから、僕は将来書記官になろうと思っているから、先輩が勉強会を開いてくれるのは、ありがたいよね。

伊藤: 私は、当事者から「ありがとう」と言われたことがあって、そのとき「この仕事を続けていきたい」と強く思った。当事者の「ありがとう」という感謝の言葉は嬉しいし、これからもっと頑張ろうと思うパワーをくれる。私たちににとっては、数多い事件のうちのひとつかもしれないけど、当事者にとっては一生を左右する大きな分岐点。だからこそ、いつも真摯に向き合っていたい。

高田: 私は、一人の人間として仕事を続けると同時に家庭を築きたいと思っている。その意味でも女性が働きやすい職場だと評判の裁判所で働きたいと考えていたの。そして実際に働いてみて本当にそうだと思うよ。午後から半日休暇を取得して子どもの授業参観に行ったりする職員もいて、家庭と両立を図れるよう、柔軟に休暇が取れるような雰囲気自然にできている。

橘高 純一
東京地方裁判所
刑事部



伊藤: 私の部で妊娠中の先輩がいたんだけど、すぐに部全体でバックアップ体制が取られた。その人に負担がかからないように仕事の分配を変更したり、通勤ラッシュ時に重ならないように登庁時間を変更したり。育児休業などの制度が整備されているだけでなく、それをためらいなく利用できる雰囲気があるのは職員にとってはすごく嬉しい。ここでなら、ずっと仕事を続けられる!って思った。

それから、僕は厨房でアルバイトをしていたことがあるんだ。厨房ではお客様と直接接することはないけど、料理を出すタイミングなど、お客様に、より大きな満足感を与えられるよう、見えないところで努力していた。裁判所でもそれは同じで、当事者と直接関わりを持たない部署であっても、いつも利用者の満足度を考えて事務を行う必要があると思う。

伊藤: 私は大学祭の実行委員をしていた。大きな団体だったけど、その中でどう役割分担をするか、どうすれば多くの人が来てくれるか、またどうすれば来てくれた人に

楽しんでもらえるかを真剣に考えた。この体験を通して、来てくれる人の立場に立った準備や接し方を学べたと思う。この体験は、裁判所での利用者への対応に活かせると思ってる。

高田: 私は、学生時代にギタークラブに入っていたのだけど、良い演奏をするためには、先輩や後輩を含めた全員の和が大切だった。年齢や性格の違う人とうまくチームワークを築

くことは、社会に出てからも求められることだよ。

橘高: 僕はコンビニエンスストアでアルバイトをしていた。お客様と間近で接する仕事だから、目の前の相手が今何を望んでいるのかを常に考えて、それに合った対応をしようと心掛けていたよ。公務員と言うと、デスクワークを想像しがちだけど、実際は国民に対してサービスをする仕事の面が大きい。アルバイトでも、友達付き合いでもよいので、積極的に社会との接点を持てほしいと思う。その中で、人との関わり方を学べると思うから。

高田: 司法制度改革の真只中で裁判所の門戸を叩いた私たちだけど、これからいろんなことが変わると思うからこそ、わくわくするし、やってやろうという気持ちになる。

より良い社会のために自分も働きたい、時代を切り開きたいと思う人には、ぜひ挑戦してほしい。裁判所は、その期待を裏切らないところだと思う。私たちも裁判所でお待ちしています!



高田 萌子
東京家庭裁判所
少年部



未来の後輩へ メッセージ

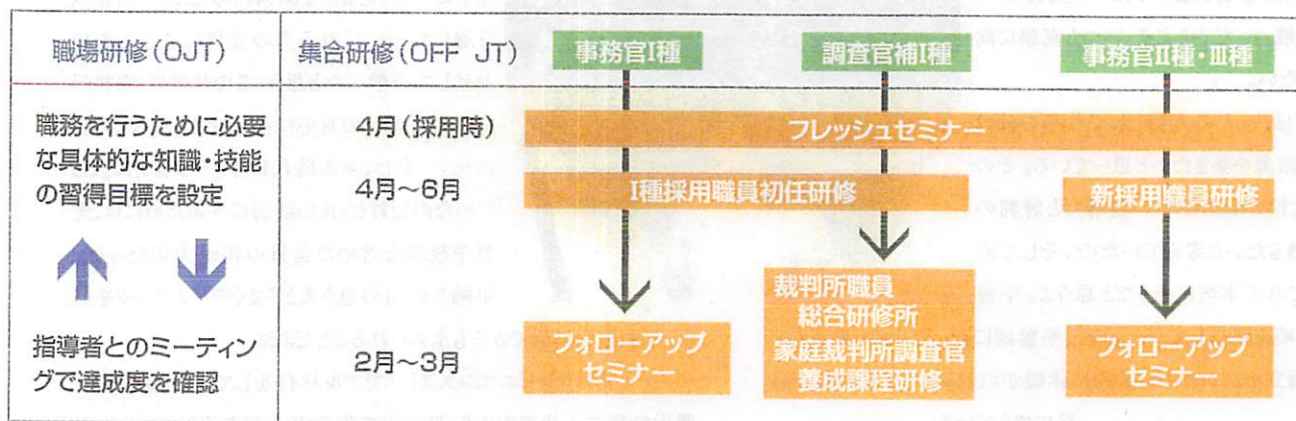
都築: 僕は経済学部だったけど、裁判所に入ってからそれを不利に感じることはなかった。裁判所職員を目指す気持ち、仕事を続けていこうとする思いがあれば、出身学部は関係ないと思う。法学部以外の人にもどんどんチャレンジしてほしい。



JOB TRAINING 研修制度

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人一人が持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(OFF JT)を相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。

採用 1年目



■職場研修(OJT)

配属された職場において、日常の職務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

■集合研修(OFF JT)

- ・フレッシュセミナー
- ・新採用職員研修等
- ・フォローアップセミナー

裁判所職員として当面必要な知識を習得します。
裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

実務 研修

裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研究及び研修を行っています。

■事務官法律研修

大学法学部卒業生以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

■事務官分野別研修

担当事務を遂行するのに必要な専門的知識・技能を付与します。

■書記官総合研修

書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与します。

■書記官実務研究会

事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。

■調査官実務研修

若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。

■調査官専門研修

中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技法の向上を図ります。

■調査官特別研修

面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

■調査官実務研究

調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

語学 研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は上昇しています。それに対応できるよう、英語、韓国語、中国語等の外国語研修を実施しています。

■研修参加者の感想より

窓口での当事者対応用の会話や外国の法令、裁判についての英字新聞など裁判所用のプログラムは、満足のいくものであった。

研修後に、職場で、訴訟、民事調停、支払督促の各手続きの説明書を中国語で作成した。

外国人関係者との電話や傍聴者への対応に役立っている。

判決の英訳文のチェックや外国人事件の傍聴券交付事務等に役立っている。

パソコン 研修

迅速かつ効率的な裁判所事務を行うために、パソコンは欠かせない存在となっています。そこで、裁判所では基礎から応用に至るまで様々なカリキュラムのパソコン研修を実施しています。



未来の裁判所を支える

在外 研究

裁判所には職員の在外研究制度があり、試験を受け合格すれば、裁判制度などの研究のために海外に派遣されることがあります。

私は、アメリカでの在外研究の機会を与えられ、主として、ロードアイランド州家庭裁判所の実務を研究したほか、州上位裁判所、少年院、日本の児童相談所に相当する機関、学校等でも見学などをしました。実際に、家庭裁判所の方々と一緒に非行少年の家庭を訪問するなど、数多くの貴重な機会に恵まれ、新たな発見と驚きに満ちた1年間を過ごすことができました。

他の国の制度を学ぶことは、それ自体大変興味深いことですが、それにとどまらず、我が国の制度を新たな視点から見つめ直すことにもなったように思います。

また、アメリカの人々と触れ合い、異なる生活や文化を経験できたのは素晴らしい経験でしたし、このことを通じて、一見無機質に見える法制度や裁判所制度でも、それぞれの国の文化や国民性に深く根ざした、生きたものであるということを実感できたのも、大きな収穫でした。

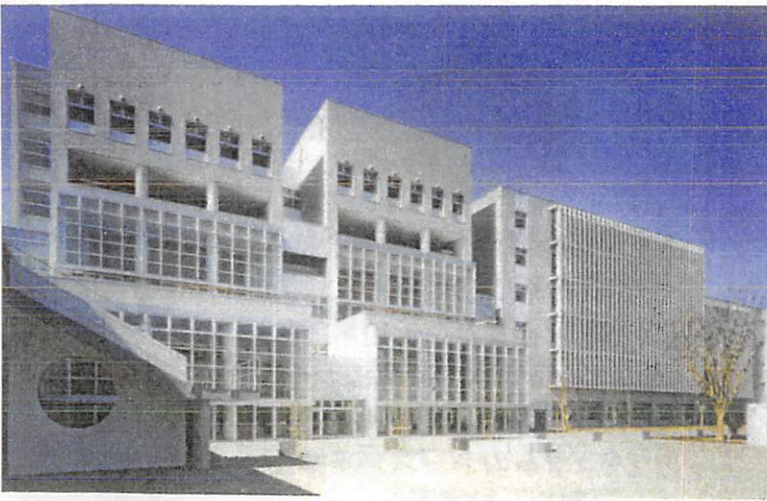
私の帰国直前、ロードアイランドの裁判所では、盛大な送別会を開いてくださいました。涙ながらに別れを惜しんだ友人たちからは、折に触れカードやメールが届き、世界の近さを感じさせてくれます。

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官 池田 郁子



在外研究
報告記





平成16年4月 裁判所職員総合研修所誕生

平成16年4月1日、埼玉県和光市に裁判所職員総合研修所を開設しました。

これまでの裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合してできた、この新しい研修所は、広大な敷地の中に、最新の機器・設備を備える立派な施設となっています。裁判所書記官、家庭裁判所調査官を始めとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、今後更に充実した研修・研究を目指しています。

裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

カリキュラム

憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、民事執行法、倒産法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、一般教養、実務修習、実務演習（調書事務、検証、令状事務等）

カリキュラム例

	I 限	II 限	III 限	IV 限
月	刑事公判準備	刑事実務（令状）	民事実務（登記訴訟）	民事実務（倒産）
火	親族相続法	民事実務（少額訴訟）	民事実務（特殊和解等）	民事執行事務
水	証拠法（理論）	刑事実務（調書）	民事演習	知的財産権事件
木	民事手続進行	民事実務（進行調書）	刑事公判（実務）	紛争類型別研究
金	民事実務（執行文）	少年法（実務）	民事実務（検証）	刑事演習



演習風景

互いの原動力として

裁判所書記官養成課程
札幌地方裁判所 裁判所事務官

菊地 千尋
(平成15年採用)

研修所では、各法律、規則に関する理論や手続、事件の進行管理について学ぶほか、書記官制度に関する講話、模擬公判・模擬弁論における調書の作成、グループでの検証や事例研究、刑務所などの見学により、実務の知識を身に付けます。また、実務修習を経験することで、それらの知識を実際に活かせるよう、更に習得の度合いを深めます。

共通の目的を持つ仲間同士が、グループでの事例研究において、それぞれ一人では気づかないような多様な視点から検討しあうことは、刺激になり、高い意識を保ち続ける原動力にもなります。



Q1 新しい研修所の印象は？

寮が個室で自分の時間が持てる一方、随所に設置されたロビーや談話室では、研修生同士が交流を深めることができた。講義を受ける際にも最新のOA機器により席の前後に関係なく、映像が手近に見られるなど、研修生活全般に対応した設備が非常に充実しているという印象を受けました。

Q2 研修所での講義は、どのように進められますか？

研修所での講義は、学生時代に学んだ実体法や手続法の理論に加え、それらをベースに実務に即した具体的な事務手続等を学ぶほか、教官が実演する模擬裁判を見ながら調書を書いたり記録を編纂する模擬弁論や模擬公判を行ったりもします。

家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補I種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

カリキュラム

裁判所制度、法律（民法、刑法、家事審判法、少年法等）、関係科学（人格研究、家族研究、非行研究等）、家事・少年調査実務、実務演習（心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等）、総合演習、関係機関見学、一般教養

カリキュラム例

	I 限	II 限	III 限	IV 限
月	子どもの虐待		問題別事例研究 （家事・子の福祉）	
火	発達障害		面接技法演習	
水	民法・家事審判法演習		夫婦関係調整事件の調査	
木	刑法・少年法演習		犯罪精神医学	
金	問題別事例研究 （少年・薬物非行）		粗暴非行の調査	



演習風景

研修で得られるもの

家庭裁判所調査官養成課程
京都家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

森川 隆史
（平成16年採用）

私は今、前期合同研修を受けて、家庭裁判所調査官の仕事に必要な知識と技法の基礎を学んでいます。研修の内容は、教官や外部講師の講義、班別での演習が中心ですが、ときには研修所の外に出て、少年院や児童自立支援施設などへ見学に行くこともあります。先日訪れた少年院では、少年たちとの会話を通じて、彼らが非行をどう反省し、今どのような思いを持っているのかを聞くことができ、少年たちから多くのことを学ぶことができました。

この研修で得られるものは知識や技法だけではなく、励まし合える同期の仲間たちを得ることができます。毎日生活を共にし、多くを語り合い、一緒に勉強したり、課題に取り組んだりすることによって、互いに切磋琢磨しています。新しい研修所という恵まれた環境の下で研修を受けられることに感謝しながら、これからも自己研鑽に励み、充実した研修生活を送っていきたいと思います。



Q1 家庭裁判所調査官を目指した理由は？

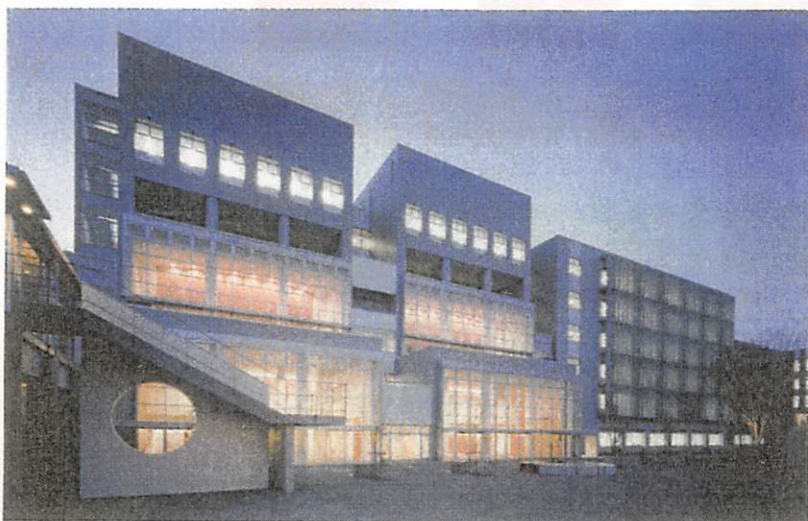
大学時代に家庭教師やボランティアを通じて子どもたちと接する中で、子どもの発達や家族に興味を持ち始めました。同じころ、家庭問題に関わる家庭裁判所調査官の仕事を知り、家庭裁判所調査官を目指すようになりました。

Q2 書記官養成課程と交流はありますか？

合同の講義がありますし、合同体育の授業では一緒にインディアカをしました。授業以外でもテニスやバレーボール、バスケットボールなど各種スポーツで共に汗を流しており、様々な場面で交流しています。

Q3 採用試験時に選択した科目と異なる分野の勉強に不安はありましたか？

私は試験時に法律学を選択したため人間関係諸科学についての知識がなく、授業についていけるか非常に不安でした。しかし、研修では各分野について基本から教えていただけるので、興味をもって勉強に取り組んでいます。



BENEFITS & PROMOTION

待 遇

■給 与 (国家公務員試験採用者と同じです。)(平成16年4月1日現在)

<基本給>

I種	201,376円	(行政職俸給表(一)3級1号俸)
II種	191,184円	(行政職俸給表(一)2級2号俸)
III種	155,456円	(行政職俸給表(一)1級3号俸)

(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)

なお、裁判所書記官、家庭裁判所調査官に任官すると、俸給月額に、俸給月額の約12%の調整額が加算されます。

<諸手当>

- 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)
1年間に俸給月額などの約4.4箇月分
- 住居手当
借家(賃貸のアパート等)に住んでいる方等に、最高27,000円
- 通勤手当
交通機関を利用している方等に、6箇月定期券の価額等(1箇月当たり最高55,000円)
- 扶養手当
扶養親族のある方に、配偶者13,500円等
- 超過勤務手当等

■休 暇

<休 日> 土・日曜日及び祝日等

<休 暇> 年次休暇 年間20日(残日数は20日を限度として翌年繰越)
特別休暇 夏季休暇3日、結婚休暇5日、産前・産後休暇、ボランティア休暇、忌引等
病気休暇
介護休暇

<育児休業> 3歳に満たない子を養育するため、一定の要件のもとにその子が3歳に達する日までの希望する期間、休業が認められます。

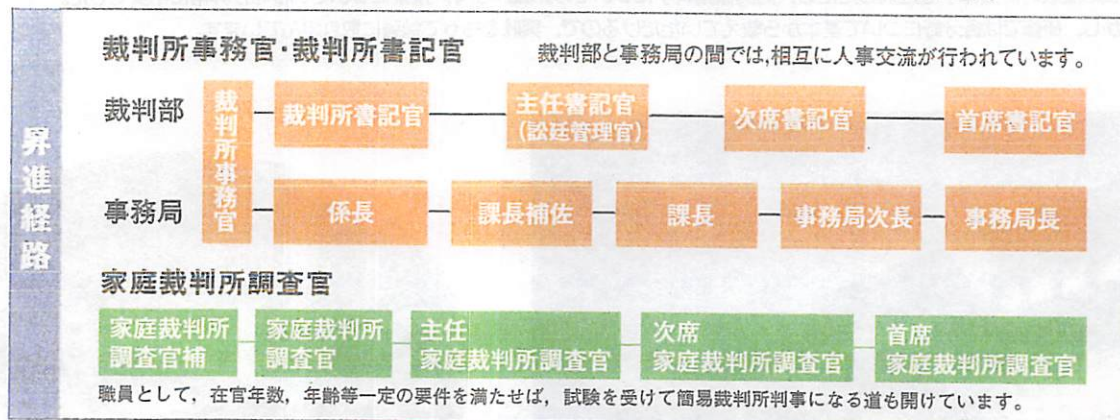
■福 利 厚 生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るための様々な制度が用意されています。全国の主要都市には国家公務員共済組合連合会の直営病院があり、多くの裁判所には共済組合の診療所等が設けられています。また、共済組合等が運営する各地の宿泊所や保養所を割引料金で利用できます。

勤務地やその周辺には、公務員宿舎や独身寮が用意されていることも多いです。

■昇 進

裁判所では、成績主義・能力主義の人事管理が徹底しています。昇進の具体的なイメージは次のとおりです。



なお、裁判所事務官については、II種・III種試験採用者であっても、その能力と勤務成績次第で一般職の幹部職員に昇任する道が大きく開かれており、実際にI種試験採用者と同じような昇進経路をたどっている職員も多数います。

EXAMINATION 採用試験

■試験の種類、試験内容、受験資格等

○裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種試験（大学卒業程度）、Ⅲ種試験（高校卒業程度）

		裁判所事務官Ⅰ種	裁判所事務官Ⅱ種	裁判所事務官Ⅲ種
受験資格		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方		同、17歳以上21歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験（択一式）40題 ②専門試験（択一式）30題 必須：憲法、民法 選択：刑法または経済理論		①教養・適性試験（択一式）50題 ②作文試験 1題
	第2次試験	①教養試験（論文式）1題 ②専門試験（論文式）4題 憲法、民法、刑法、 民事訴訟法又は刑事訴訟法 ③口述試験（個別面接）	①教養試験（論文式）1題 ②専門試験（論文式）1題 憲法 ③口述試験（個別面接）	口述試験（個別面接）
	第3次試験	口述試験（集団討論・個別面接）		

○家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験（大学卒業程度）

		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験（択一式）40題 ②専門試験（記述式）6題 心理学、社会学、社会福祉学、教育学のうち1科目、又は、 それら4科目のうち1科目と法律学（憲法、民法、刑法）
	第2次試験	①教養試験（論文式）1題 ②専門試験（論文式）2題 以下13科目のうち2科目 臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、 児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、民法、刑法 （ただし、児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可） ③口述試験（個別面接）

■採用試験Q & A

Q 事務官Ⅰ種試験の特例制度とは？

A 事務官Ⅰ種試験の受験者は、申込の際に特例を希望すれば、Ⅰ種試験に不合格であった場合にⅡ種試験受験者としての取扱いを受けることができます。特例を希望した場合でも、合否に影響することはありませんし、採用後に不利に扱われることもありません。ただし、Ⅱ種試験に合格した場合には原則として試験地を管轄する高等裁判所管内で採用されることになりますので、試験地の選択には注意してください。

Q 選択科目は
その場で選べますか？

A 事務官Ⅰ・Ⅱ種第1次試験での刑法と経済理論の選択、事務官Ⅰ種第2次試験での訴訟法の選択、家庭裁判所調査官補第2次試験での専門試験（2科目選択）は、その場で問題を見てから選ぶことができます。

Q 官庁訪問は
必要ですか？

A 裁判所では、裁判所事務官もしくは家庭裁判所調査官補として採用するに当たって、いわゆる官庁訪問は行っておりません。採用の有無・採用地は、採用試験の結果を基に決定されています。

Q 採用説明会は
行われていますか？

A 裁判所では、受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや、各大学における採用説明会を行っています。実施の時期や内容は各裁判所によって異なりますので、詳細は各裁判所に問い合わせるか、ホームページをご覧ください。

採用試験



<http://www.courts.go.jp/>

裁判所のホームページにある「採用試験ガイド」には、

- 採用試験のここが知りたい(採用試験に関する様々な質問に答えています)
- 試験問題ライブラリー(過去の試験問題等を掲載しています)
- 人物図鑑(裁判所で働く職員たちを紹介しています)の他,たくさんの情報を掲載しています。

■受験案内及び受験申込書の入手方法

全国の裁判所で配布しますので(I・II種は3月頃,III種は5月頃),最寄りの裁判所に請求してください。
郵送希望の方は,次の方法によってください。封筒の表に受験案内の種類(事務官I種,家庭裁判所調査官補I種,事務官II種,事務官III種)を朱書きし,角形2号(A4判が入る大きさ)の返信用封筒を同封し,最寄りの裁判所に郵送してください。返信用封筒には,宛先を明記し,120円切手を貼ってください。

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
TEL:03-3264-8111 (大代表)